

# 令和7年大分市佐賀関の大規模火災により被災された方の一般旅券の発給手数料の免除について

次の要件に該当する場合には、申請により、一般旅券の発給手数料が免除されることがあります。

## 要 件

令和7年大分市佐賀関の大規模火災による災害により罹災した方が、市長から罹災証明書の交付を受けていること。また、令和8年11月18日までに、大分県内において一般旅券の発給を申請すること。

## 免除される金額

一般旅券発給手数料（国及び大分県納付分）の全額（紙申請のみ）  
※電子申請は免除対象外となります。

10年旅券：16,300円

5年旅券（12歳以上）：11,300円      5年旅券（12歳未満）：6,300円

残存期間同一旅券：6,300円

## 申請に必要な書類と提出先

必要書類	<ul style="list-style-type: none"><li>一般旅券の発給申請に必要な書類</li><li>手数料免除申請書（様式第1号）</li><li>住民票または戸籍の附票</li><li>罹災証明書</li></ul>
提出先	各市町村の旅券申請窓口

## 免除申請の期限

手数料免除の申請期限は、令和8年11月18日（水曜日）です。

## お問い合わせ先

大分県企画振興部国際政策課パスポート班

住 所 大分市荷揚町2番31号（大分市役所本館地下1階）

電 話 097-536-1786

Eメール passport@pref.oita.lg.jp

受付時間 月曜日～金曜日（土日祝休日・年末年始を除く） 8：30～17：15